



読書の秋、食欲の秋、そして・・・学校祭の秋

朝夕は、めっきり冷え込み、秋の深まりを感じる日が続きます。秋というとみなさんは、何を思い浮かべますか？読書、食欲、スポーツ、芸術。でも学校でといえば・・・、学校祭ではないでしょうか？子どもたちと先生方がともに時間を共有しながら、1つのものを創りあげるすばらしい学校行事だと思います。授業研究会では市内小中学校の交流が進んでいます。その交流を生かして、学校祭に足を運んでみませんか？日程は月予定表を、昨年度の様子は各学校のHPを御覧ください。授業中とは違う子どもたちの輝き、各学校の工夫やすばらしさを感じられ、御自身の学校に生かせることも見つかると思います。それぞれの学校のよさを認め合う、学校間の連携につながる秋の楽しみ方はいかがでしょうか？

学力向上を目指して！「学業指導の充実に向ける」



過日「全国学力・学習状況調査」ならびに「とちぎっ子学習状況調査」の結果が公表されました。その結果を分析し、各学校において学力向上に向けて、様々な取組を実践していただいております。その手助けとなるべく栃木県教育委員会では、平成24年3月に「学業指導の充実に向けて」という資料を作成しています。学業指導とは、「意欲的に取り組む授業づくり」と「学びに向かう集団づくり」この2つが相互に関連することで、児童生徒一人一人が成長していくという考え方です。

「意欲的に取り組む授業づくり」で求めていること

- 自信をもたせる → 喜びや達成感を味わわせる
- コミュニケーション能力を育む → 学び合わせる
- 一人一人の実態を配慮する → 個に応じた支援をする

各学校で行われている授業研究会を振り返ると、これらを意識した実践が推進されています。

「学びに向かう集団づくり」で求めていること

- 帰属意識の高い集団 → 居心地のよい集団
- 規範意識の高い集団 → ルールが全体に共有されている集団
- 互いに高め合える集団 → 互いに切磋琢磨できる集団




私たちの学校や学級は「学びに向かう集団」になるために、どの視点を伸ばすべきなのだろう。みなさんで振り返ってみませんか？

学業指導が充実すれば、児童生徒一人一人が成長し、それによって学力も向上するのではないのでしょうか。授業づくりが充実してきた今、もう1つの要素「集団づくり」にも目を向けてみましょう。集団が成長することは、学力の向上だけでなく、不登校やいじめの防止にも役立ちます。



【(図) 栃木県教育委員会 HP：学業指導の充実に向けてより】

【11月の予定】 市教育研究所主催行事 市関係行事 学校関係行事 その他 * 場所の指定がない行事は石橋庁舎

日	月	火	水	木	金	土
1	2 児童表彰 (石橋北小・細谷小・緑小)	3 文化の日 	4 要請訪問(吉田西小)	5 市人権教育研修会 13:10～(南河内中) 児童表彰 (吉田西小・国分寺東小) 市就学支援委員会②	6 児童表彰 (祇園小)	7 蔵王祭(吉西小) 古山小祭 細谷小祭 国小ふれあい祭り 西小まつり(国西小)
8	9 教育委員訪問(薬師寺小) S&U(祇園小)	10 小教研 B 部会	11 	12 幼保小連絡協議会 第3回研修会 9:15～ (こがねい保育園) 下地区小・中学校教務 主任研修会 13:30～(大平公民館)	13 要請訪問 (国分寺東小)	14 石小祭 学習発表会(石北小) とちぎ教育振興大会 12:30～(黒磯文化会館)
15	16 第2回市教職員 2.3 年目 研修 13:20～ (国分寺東小) 児童表彰 (古山小)	17 市学習意欲部会 15:00～ 第3回市教職員 2.3 年目研修 14:00～(石橋中) 児童表彰 (国分寺小・国分寺西小)	18 定例教育委員会 S&U(石橋北小)	19 第2回小中英語教育推進 研究 15:00～ 市学力向上部会(算数) 15:00～	20 市特別支援教育 推進研究部会 15:00～	21 第2回子ども未来 プロジェクト 13:30～ 「家族のきずな」表彰式 13:00～(国分寺公民館) 学習発表会(吉東小)
22	23 勤労感謝の日	24 市学力向上部会(中学国語) 14:00～ 下地区人権教育研修会 14:00～ (栃木市藤岡遊水池会館)	25 市定例校長会 9:00～ S&U(薬師寺小) S&U(南河内第二中) 要請訪問(祇園小)	26 市就学支援委員会③ 14:00～	27 栄養教諭・学校栄 養職員研修会 13:40～ 小学校社会科副 読本活用研究会 15:30～	28
29	30 市学力向上部会(数学) 15:30～ S&U(南河内中)					

～個人情報について(マイナンバー制度開始)～

マイナンバーの通知カードの発送が開始され、11月末までに届くことになっています。そこで、今回のワンポイントレッスンは個人情報についてです。まず、マイナンバー制度がどのようなものなのかについてです。

- マイナンバーは以下の行政手続きで使用されます。
- (1) 社会保障：年金、雇用保険、医療保険、生活保護、児童手当など
 - (2) 税：確定申告等税務当局への申告など
 - (3) 災害対策：災害者台帳の作成、支援金の支給など



今までは、基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)が分からなければ個人は特定できなかったので、個人が特定しやすくなったといえます。ただ、マイナンバーが分かれば全ての個人情報が分かるわけではありません。個人情報は今までどおり、市役所、年金事務所、ハローワーク、税務署などの機関で分散管理してお互いに照会を行うこととなります。また、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の収集・保管・ファイル作成は番号法(※)で禁止されています。

(※) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
一方、学校で扱っている個人情報として名簿や成績があります。マイナンバー制度開始により、世の中が個人情報にセンシティブになると思われます。これらの個人情報が外部に漏れないように気をつけなければなりません。個人情報が含まれるデータを校外に持ち出さないようにしましょう。